



平成 25 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社エクセル
代表者名 代表取締役社長 橋本 善夫
(コード番号 7591 東証第一部)
問合せ先 総務部長 岩田 勉
(TEL 03-5733-8402)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 25年6月26日に開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会および取締役会について、運営に柔軟性を持たせ、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となることができるよう、現行定款第 14 条および第 22 条の規定を変更するものであります。
- (2) 本日付「代表取締役の異動、取締役の異動及び執行役員制度導入に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、執行役員制度を導入することを決定いたしました。
この執行役員制度を定款上明確に位置付けるため、定款第 28 条を新設し、現行定款第 28 条以下を各 1 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 26 日 (水)
定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 26 日 (水)

以 上

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第 28 条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を置くことができる。執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p>(現行定款第 28 条から第 43 条までを 1 条ずつ繰り下げる)</p>